

## 沖縄市・豊中市・米沢市平和交流事業業務 概要仕様書

### 1. 委託業務名

沖縄市・豊中市・米沢市平和交流事業業務委託（以下、「本業務委託」という。）

### 2. 委託期間

契約締結日から令和6年12月27(金)まで

### 3. 事業の目的

戦後79年以上が経過し、戦争体験者も減少し、沖縄戦で得た教訓の継承が課題となっている。そのような中、沖縄戦がきっかけで交流が始まった兄弟都市である豊中市、姉妹都市である米沢市及び沖縄市の生徒が集まり、次の項目を目的として「沖縄市・豊中市・米沢市平和交流事業」を実施する。

- ① 悲惨な地上戦が行われた沖縄戦の理解が深まること
- ② 参加者が交流を通して、相互理解を図ること
- ③ 平和を願う心を育み、思いを発信する力に繋げること
- ④ 兄弟・姉妹都市制定の概要について学べること

### 4. 開催日時等

#### (1) 米沢市との平和交流事業

日 時 令和6年7月25日(木) 時間 9:30~17:00

場 所 沖縄市産業交流センター

対象者 沖縄市平和大使(中学2年生17名)と米沢市中学生(中学2年生7名、中学3年生7名)の合計31名

※引率者や市職員は11名程度

#### (2) 豊中市との平和交流事業

日 時 令和6年11月3日(日) 時間 9:30~17:00

場 所 沖縄市産業交流センター

対象者 沖縄市高校生(19名)と豊中市高校生(6名)の最大25名

※引率者や市職員は9名程度

その他 16:00~17:00は豊中市企画・運営による平和学習報告会の場とする。

### 5. 委託料

(1) 委託料は1,512,000円(消費税及び地方消費税込)以下で契約を行う。  
※提案上限額での契約を保証するものではない。

- (2) 見積額の内訳や単価等を明確にすること。
- (3) 一般管理費は予算の10%以内とする。
- (4) 会場となる産業交流センターは、本市で予約を行い、施設使用料は発生しない。施設に備え付けの設備等については受託業社にて確認すること。
- (5) 事業実施に必要な傷害保険料等を計上すること。

## 6. 参加者と参加費用

交流に参加する生徒は、市にて募集を行い、参加費用は無料とする。

## 7 業務内容

業務の内容を次のとおりとする。業務の詳細については、事業者の提案に基づき、協議の上、決定する。

### (1) 平和交流事業の企画提案・運営

- ① 企画の提案にあたっては事業目的を踏まえて、事業目的を最大限達成することができるような企画提案とすること。
- ② 事業概要、プログラム、工程表、運営組織図を作成すること。
- ③ 企画・運営・実績報告に係るスタッフ及び必要な機材・物品の手配・精算を行うこと。
- ④ 本市や関係者との調整及び進捗報告

### (2) 交流後のアンケート実施、集計、分析

- ① アンケート内容は市と協議して作成する
- ② 本事業の成果目標は「沖縄戦への理解が深まったと回答する参加者が80%以上」としている。成果目標を達成できるような事業提案とすること。

### (3) 業務着手から完了までの書類等の作成及び提出

### (4) 平和交流で得た経験や思いを伝えることのきでる動画の作成。

・動画は豊中交流のロングバージョン、ショートバージョン、米沢交流のロングバージョン、ショートバージョンを制作。動画は市及び交流派遣市においての広報活動、学校や家庭での報告・PR用に活用できるものとする。

・動画には字幕をつけること。

・ロングバージョンは、参加した生徒全員の沖縄戦の理解及び平和への思いが収録された内容とすること。

## 8. 提出書類等

受託者は、業務の着手及び完了に伴い、以下の書類を提出すること。

### (1) 業務着手後

- ① 着手届
- ② 調整後の工程表

- ③ 調整後のプログラム
- ④ 進行シナリオ
- ⑤ その他、市が必要とする書類

(2) 業務完了後、委託期間内に提出

- ① 委託業務完了届
- ② 実績報告書
  - ・事業の概要
  - ・業務に要した経費を明らかにする収支精算書
  - ・アンケート分析結果
  - ・平和交流時の記録写真
- ③ 「7.(4)」の動画を収めたDVDと電子データ。  
DVDは交流事業ごとに各40枚
- ④ 引渡書
- ⑤ その他、市が必要とする書類

## 9. 委託費の支払いについて

実績報告書等の納品・検査が終了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10. 関係書類等の整理・保存

受託者は、本業務委託に係る帳簿及び関係書類を2部作成し委託者と受託者で1部ずつ所有し、本業務委託が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

### 11. 著作権等の扱い

- (1) 本業務委託において著作権等が発生した場合の権限は、当市に帰属するものとする。
- (2) 本業務委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

### 12. 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務完了後も同様とする。

### 13 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方が協議のうえ、決定するものとする。